

の総額とを比べて、納め過ぎているか、あるいは納め足りないかを精算するために、次に該当する方はそれぞれ申告しなければなりません。

確定申告をしない人

(一) 商業、工業、農業、医業、漁業などの事業を営んでいる人や、地代家賃配当などの所得のある人や、山林その他の資産を譲渡した人で、38年中の各種の所得(利子所得は除かれます)の合計額が、「十萬七千五百円(基礎控除) + 配偶者控除 + 扶養控除」よりも多い人は、確定申告をしなければなりません。このように人は、雑損控除や、医療費控除などの所得控除や、配当控除以外の税額控除をすれば税金がなくなるような場合でも確定申告をしなければならぬことに御注意下さい。ただし、配当所得があつて、配当控除をすれば納める税金のなくなる人は、税金の還付を受けようとする場合は、確定申告書を提出する必要があります。

(二) 給与所得者は、通常の場合には申告する必要はありませんが、次のような特別の人は申告しなければなりません。

(イ) 一ヶ所から給与を受けている人で、給与所得のほかに「地代、家賃、配当、原稿料など給与以外の所得の金額」が五万円以上ある人。この場合給与以外の所得には、利子所得と退職所得は含まれません。

(ロ) 二ヶ所以上から給与を受けている人で、一番多い給与のほかに、「その給与以外の給与の収入金額 + 給与以外の所得の金額」が五万円以上ある人。ただし二ヶ所以上の給与の収入金額合計額が「三十万円 + 社会保険料控除額 + 扶養控除額 + 生命保険料控除額 + 配偶者控除額」以下でしかも「給与以外の所得の金額」が五万円より少ない人は申告する必要はありません。

38年分の所得控除額および税額控除額一覽表

区分	種別	控除額	摘要
所得控除	基礎控除	140,500円	
	配偶者控除	110,000	
税額控除	扶養控除	50,000	控除対象配偶者がなく、かつ扶養親族のうち一人
	その他	50,000	十五才以上
雑損控除	雑損控除	50,000	十五才未満
	労働学生控除	6,000	
障害者控除	障害者控除	6,000	
	障害者控除	6,000	

青色申告についてのお知らせ

ご存じのように青色申告制度が昭和25年に設けられましてからすでに14年の歩みが続いてまいり、現在では納税者の大部分の方々が青色申告をされ、青色申告指導担当者も増加してまいり、納税者の便を考慮し、納税者の負担の軽減を図り、また、日々の記帳を通じて明るい経営と、事業の繁栄を図っておられます。また、青色申告をなさる方が多いのは、早急になさることを望みます。

個人事業税の申告については、すでに皆様ご承知のことと思つていますが、個人で事業を行つていらっしゃる方は、事業税の申告をしていただくことになってまいりました。申告しない場合は、申告書も必要事項が書かれていない場合は、事業専従者控除、損失の繰越控除、被災たな財産の損失、及び雑損の損失の控除、事業資産の譲渡損失の控除、または、翌年度の損失の繰越控除がうけられなくなりますが、申告しなくてもよい場合は、申告しなくてもよいです。

個人事業税の申告については、申告期限は3月21日です。

昭和39年度市民税申告受付日程

月日	時間	開設場所	受付区域
2月17日	9~3	斎川出張所	5、6、7、8区
18	9~3	〃	1、2、3、4区
22	9~3	大平分室	5、6、7、8区
24	9~3	大鷹沢出張所	10、11、12区
25	9~3	大鷹沢分室	1、2、3、4区
26	9~3	大鷹沢出張所	1、2、3、4区
27	9~3	白川出張所	5、6、7、8、9区
28	9~3	〃	2、3区
29	9~3	毘沙門寺	1、4、5区
29	9.30~2	大綱集会所	6、7区
3月2日	9.30~12	弥治郎集会所	大綱
2	1~3	鎌先集会所	弥治郎
2	9~12	上原集会所	上原
2	9~12	下原集会所	下原
2	1~4	栗原集会所	尾籠
3	9~12	滝上集会所	滝上
3	1~4	滝下集会所	滝下
3	9~3	水分神社	八宮、戸沢
5	9~3	福岡分室	沖
6	9~3	〃	山下、山根
7	9~3	深谷小学校	西上、西下、東区
9	10~2	上戸沢公民館	南、北区
9	9.30~2	下戸沢公民館	上戸沢
9	9.30~2	冷清水集会所	下戸沢
10	9.30~2	赤井畑集会所	冷清水
10	9.30~2	大熊集会所	赤井畑
10	9~3	新町集会所	大熊、東
11	9~3	赤坂本多氏宅	猿鼻、新町
11	9~2	明戸集会所	赤坂
11	10~2	小久保集会所	明戸
12	9~3	小原出張所	小久保
13	9~3	観福寺	塩倉、中北
13	9~3	小下倉集会所	鷹
14	9~3	郡山酪農農場	小下倉
15	10~2	長峯分校	上郡山、郡山
15	10~2	不忘分校	川原、沼
15	10~2	三住分校	不忘
15	10~2	蔵王分校	三住
16	9~4	白石商工会議所	蔵王
17	9~4	〃	南町、田町、本町
18	9~4	〃	中町、長町、直理町、短ヶ町、新町
19	9~4	〃	西益岡、中益岡、東益岡
19	9~4	〃	清水小路、寿町、柳町、本郷
21	9~4	〃	本郷二、三、四

○申告書用紙は各会場に備えてあります。たゞ白石地区の方については、申告書は、ご自分で用意して、当日の受付に提出してください。

○一般申告書の附属申告書及び附属明細書を必要とする方は、市役所税務課に請求して下さい。

○左記日程表中月日らんに印のある日は個人事業税、個人市県民税の共同申告受付が開設される日です。

○印のある日は所得税、個人事業税、個人市県民税の共同納税相談申告受付が開設される日です。開設場所は、いずれも白石商工会議所内ですが、該当者の方には、各申告を同封の上、日程を御通知します。

○印のある日は、所得控除、雑損控除、被災たな財産の損失、及び雑損の損失の控除、事業資産の譲渡損失の控除、または、翌年度の損失の繰越控除がうけられなくなりますが、申告しなくてもよい場合は、申告しなくてもよいです。

○印のある日は、個人事業税、個人市県民税の共同納税相談申告受付が開設される日です。開設場所は、いずれも白石商工会議所内ですが、該当者の方には、各申告を同封の上、日程を御通知します。

○印のある日は、所得控除、雑損控除、被災たな財産の損失、及び雑損の損失の控除、事業資産の譲渡損失の控除、または、翌年度の損失の繰越控除がうけられなくなりますが、申告しなくてもよい場合は、申告しなくてもよいです。

○印のある日は、個人事業税、個人市県民税の共同納税相談申告受付が開設される日です。開設場所は、いずれも白石商工会議所内ですが、該当者の方には、各申告を同封の上、日程を御通知します。

○印のある日は、所得控除、雑損控除、被災たな財産の損失、及び雑損の損失の控除、事業資産の譲渡損失の控除、または、翌年度の損失の繰越控除がうけられなくなりますが、申告しなくてもよい場合は、申告しなくてもよいです。

○印のある日は、個人事業税、個人市県民税の共同納税相談申告受付が開設される日です。開設場所は、いずれも白石商工会議所内ですが、該当者の方には、各申告を同封の上、日程を御通知します。

○印のある日は、所得控除、雑損控除、被災たな財産の損失、及び雑損の損失の控除、事業資産の譲渡損失の控除、または、翌年度の損失の繰越控除がうけられなくなりますが、申告しなくてもよい場合は、申告しなくてもよいです。

この被災事業用資産の損失の金額とは、震災、風水害、火災、その他法令で定める商品、原材料、製品、半製品、什掛品、事業用の固定資産、その他これらに準ずるものとして、政令で定める資産の損失金額です。(保険金損害賠償金によりうめられた金額を除きます)

(4) 事業主控除(年20万円)一年を通じ算定するものですから、年の中途で開業

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または

業した場合、月割計算になります。

(5) 事業専従者控除 事業専従者控除は、青色申告者が申告書に記載して申告した場合に限り認められるものですから、次の点に注意して下さい。

※専従者控除が認められる人は、事業を行う個人と生計を一にする親族(前年の12月31日において年齢が15才未満の者を除く)でも、その事業に従事する人であり、主として育児、其の他の家事に従事する人がたまたまその事業を手伝うに過ぎないような場合は、事業専従者とはなりません。

※所得控除の申告の際、配偶者控除または